

〔榮花物語三十八〕松の下枝四月〇延久廿九日、御ぐしろさせ給〇後とのゝしる〇中つひに五月七日うせさせ給ぬ、みやく女ゐんのおぼしめしませはせ給ふさまかぎりなし、もの覚えさせたまはぬ御心にも、その日やがて一品宮〇聰子内親王女御殿基子おまにならせ給ぬ、のちにぞ戒なせもうちけさせ給ける。○中あさましくあはれなりともおろかなり、わからめでたき御ぐしもをそがせ給て、いかにめでたくおはしますらん、かたちかへつれば四五十の人だに、わからこそ見ゆれ、ましていかにおはしましけん、御いみのほどに堀河女御〇藤原昭子も成給ぬ、ほり河の院におこなひてものせさせ給もあはれなり、

〔風雅和歌集雜十七〕後醍醐院かくれ給ける十月に、女御榮子〇二條道平女さまかへ侍ける戒師にて、その哀なき申とて讀侍ける、

おもひやれふかき涙の一しほも色にいでたるすみ染の袖

〔續日本後紀八〕承和六年四月乙卯、女御從四位下藤原朝臣淨子卒〇大日本史作澤子故紀伊守從五位下綱繼之女也、天皇納之誕三皇子一皇女也、宗康時康人是也寵愛之隆、獨冠後宮、俄病而困篤、載之小車出自禁中、纔到里第便絕矣、天皇聞之哀悼、遣中使贈從三位也、左京大夫從四位下藤原朝臣文山、少納言從五位下藤原朝臣秋常等並監護喪事、

○按ズルニ、此女御ハ、光孝天皇ノ御母タルヲ以テ、天皇卽位ノ後、追尊シテ皇太后ト稱シ、墓ヲ改メテ山陵ト號シ、國忌齋ヲ置キ、十陵ニ列シ、守戸五戸ヲ置ク、蓋シ女御ニシテ皇太后ノ稱ヲ追尊スルモノ是ヲ始メトス、

〔三代實錄九〕清和貞觀六年八月三日丁巳、是日仁明天皇女御正三位藤原朝臣貞子薨、勅贈從一位、葬深草山陵兆域之内、仁明天皇在平昔賜顏色所許也、遣參議大藏卿正四位下源朝臣生、散位從四位